

# 解体工事業新設に伴う専任技術者の経過措置について

令和3年3月25日

埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当

建設業法の改正（平成28年6月1日施行）により、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されました。

解体工事業は、従来、とび・土工工事業に含まれていた工作物解体工事を独立させた業種であり、専任技術者については経過措置があります。

平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の専任技術者の要件を満たしている者は、令和3年6月30日までの間は、解体工事業の専任技術者とみなされます。

令和3年7月1日以降は、建設業許可申請・届出の手引き「表2 専任技術者の要件」に該当する者のみが専任技術者となることができます。

経過措置により解体工事業の専任技術者とみなされる、とび・土工事業の専任技術者の資格等一覧表(資格・免許等及びコード番号)

資格区分及びコード番号	「技術検定」建設業法					「技術士試験」技術士法					「技能検定」(旧職業訓練法)職業能力開発促進法				民間資格	建設業法	その他			
	合格証明書					登録証					合格証書				認定証明書					
	一級建設機械施工管理技士		二級建設機械施工管理技士(第一種~第六種)		一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	部門、「選択科目」(選択科目がある場合は、登録証の他に、選択科目が記載されている「合格証明書」を添付すること。)					検定職種 [等級区分が2級の場合は、合格後3年以上(平成15年度以前の合格者は1年以上)の実務経験]				地すべり防止工事士(登録後各工事に關し実務経験一年以上)	学歴+実務経験(特定は+指導監督的実務経験)	実務経験(特定は+指導監督的実務経験)	国土交通大臣認定等	
種別	種別	種別	種別	種別	種別	建設・総合技術監理(建設)	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	型枠施工	とび・とび工	コンクリート圧送施工	ウエルポイント施工						
コード	1A	1B	1C	1D	1E	2A	2B	4A	4B	4C	4D	5A	6B	5B	7A	6C	6A	0A	0B	9A
解体 経過措置	3	3	2	2	3	2	2	2	2	3	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3

特定建設業の専任技術者の資格を有する者(法第15条2号イ)

一般建設業の専任技術者の資格を有する者(法第7条2号ハ)

(注)特定建設業の専任技術者の資格を有する者は、一般建設業の専任技術者の資格を有する。

1 等級区分が2級の同一人物を、令和3年7月1日以降も専任技術者とする場合は、令和3年6月30日までに解体工事の実務経験3年の証明により有資格区分の変更をすることが必要です。なお、等級区分が1級の者は、経過措置ではなく、正式な解体工事の技術者としてすることができます。

2 同一人物を、令和3年7月1日以降も専任技術者とする場合は、令和3年6月30日までに解体工事の実務経験1年の証明又は登録解体工事講習修了証により有資格区分の変更をすることが必要です。

3 令和3年7月1日以降は、同一人物を当該資格のまま専任技術者としてすることができません。したがって、令和3年6月30日までに要件を満たす技術者への変更が必要です。